

調査が進む内間御殿



国指定史跡、内間御殿(字嘉手苅)で行っている発掘調査の経過を説明(関連記事16ページ)

町の世帯・人口 平成27年2月28日現在

人口	男	17,605人
	女	17,529人
	計	35,134人
世帯数		13,696世帯
特定健診の受診状況(平成27年2月末日現在)		
受診率		31.0%
平成26年度受診率目標		45.0%
目標まであと		921人

今月のトピックス

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ■平成27年度 施政方針 2 | ■住民票の異動(変更)届 19 |
| ■国勢調査調査員募集 10 | ■平成27年度特定健診・特定保健指導 20 |
| ■口座振替をご活用ください(町税等の納付) 11 | ■平成27年度 西原町立幼稚園保育料 23 |
| ■介護保険に関するお知らせ 13 | ■西原町中学生海外短期留学の参加者募集 24 |
| ■避難行動要支援者名簿 14 | ■就学援助希望者の申請について 25 |
| ■ゴールデンウィーク期間中のごみ収集 14 | ■西原町じどうかん・ファミリークラブ募集 26 |
| ■狂犬病予防注射のお知らせ 15 | ■児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込 27 |

西原町ホームページ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

平成27年4月から 役場の組織が変わりました

西原町では平成27年4月から、事務事業の強化を図り、効率的な行政システムを確立するため、役場組織の改編等を実施し、一部の担当窓口や課名を変更しました。

今回の改編は、行財政の効率化や事務事業の見直しに取り組む中、窓口サービスの向上や平成27年4月から本格的にスタートする子ども子育て支援新制度の施行に対応する組織づくりを目指して行われたものです。

役場内で担当窓口等、ご不明な点がありましたら、お気軽に職員にお尋ねください。

《主な組織の変更点》

場所	変更後（4月以降）		主な業務内容
1階	【新設】 こども福祉課	幼稚園こども園係	幼稚園入園関係、子ども子育て支援新制度に関すること
		社会福祉係	生活保護、民生委員等、各種社会福祉に関すること
		子育て支援係	児童手当、特別児童扶養手当や各種児童福祉に関すること
		保育所係	保育所・保育園等に関すること
	健康推進課	母子保健係	母子手帳、小児医療費助成等に関すること
	【新設】 町民課	年金係	年金の手続き等に関すること
		住民係	住民票・印鑑証明・身分証等、旅券申請に関すること
		戸籍係	戸籍関係、人口等に関すること
2階	【新設】 生活環境安全課	環境保全係	ごみ、まちの環境、墓地など環境衛生に関すること
		生活安全係	防災や交通安全に関すること
	総務課	広報係	広報・広聴等に関すること
		管財係	庁舎や備品等の維持管理、町有財産等に関すること
	都市整備課	施設建設係	各部署での建設業務に関すること

変更前（3月末まで）	
教育総務課	幼稚園入園業務
福 祉 課	社会福祉係
	子育て支援係
	保育所係
	母子保健係
町民生活課	年金窓口
	住 民 係
	戸 籍 係
	環境保全係
総 務 課	防災交通安全業務
企画財政課	広 報 係
プロジェクト推進室【閉室】	管 財 係
	建 設 係

【お問い合わせ】総務部企画財政課 政策係 ☎945-4533

平成27年度 あがりティーダ & ナイトウォーキング

参加費無料

平成27年度もやります! どなたでも参加できるウォーキング教室です。動きやすい服装で、お気軽にご参加ください!

あがりティーダ(朝) 毎月 第2日曜日		ナイト(夕方) 毎月 第2火曜日
平成27年 4月12日、5月10日 11月8日、12月13日 平成28年 1月10日、2月14日、3月13日	開催日	平成27年 6月9日、7月14日、8月11日 9月8日、10月13日
8:00~10:00	時間	19:00~21:00
あがりティーダ公園	集会場	西原町民陸上競技場

- 【注意事項】
1. 参加する際は、自己の体調管理に十分ご注意ください。
 2. 飲み物は各自で準備して水分補給に努めてください。
 3. 少雨決行しますが、雷・大雨・荒天時は中止となります。
 4. ペットの連れ込みは禁止です。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791





1 はじめに

本日、平成27年第1回西原町議会定例会が開催されるにあたり、今年度の町政運営の基本となる平成27年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営にあたっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民のみなさまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて世界経済は、欧州経済における債務問題やロシア、中国経済などの減速・鈍化、また原油急落で原油輸出国が影響を受けるなど依然として不透明な状況にあります。

そのような中、我が国においては政府が昨年6月に出した成長戦略(日本再興戦略改訂版)で「ローカルアベノミクス」というキャッチフレーズと共に新たに地方創生担当相を設け、その下に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口1億人を維持していくという「長期ビジョン」と、地方を支援する「総合戦略」をまとめ、地方創生を加速するとしています。

一方、本県においては昨年11月16日に行われた沖縄県知事選挙で、米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去・県内移設断念を求めた「建

白書」の実現を求めた候補が大差をつけ当選しました。これは、私たち沖縄県民が過去の悲惨な差別と抑圧の歴史を振り返り、沖縄の子どもの未来のために、その強い意志を国内外に示したものであると考えております。

一 町民の税金を大切に使う予算執行
職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくりを基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今後とも「基地経済による沖縄の自立的発展はない」というスタンスの下に、真に沖縄県民のための県政運営が求められています。

また、新たな沖縄振興計画「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)制度がスタートして4年目を迎える中で、最も厳しい本町の財政状況を勘案しつつ一括交付金を活用し、まちづくりの指針となる「まちづくり基本条例」の理念を活かした町民協働の「文教のまち西原」の実現が求められています。

私は町長就任から2期目の3年目を迎え、改めてその責任の重さを痛感しており、今後とも初心を忘れることなく町民の負託に応えるため、「町民の目線に立ち 町民本位の町政」を基本理念に、

一 平和なくして町民福祉なし
平和がすべての原点
一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進

平成27年度の地方財政は、急速な高齢化を背景とする社会保障関係経費の大幅な増や公債費が高い水準で推移するなど、極めて厳しい状況にあります。本町財政においても、歳入面では、地方交付税・国庫支出金・地方債に依存した構造になっており、自主財源の確保は、最重要課題であります。

自主財源の大宗をなす町税については、引き続き未申告者に対する申告勧奨や実地調査などを行うとともに、県税・国税との連携を強化し、課税客体の的確な把握に努めます。

また税の公正、公平性の観点を踏まえ、悪質な滞納者に対しては滞納処分を行い、それでも納付に至らない場合は、不動産公売やタイヤロック・ミラーズロックなどを実施し、滞納整理をより一層強化することで、滞納繰越額の縮減に努めます。

納税者の利便性の向上と収納確保に努め、引き続き口座振替の推進及び町民税・固定資産税・軽自動車税のコンビニ収納を円滑に運用します。

町有地については、財源確保の観点から引き続き積極的に処分に向け取り組みます。

歳出面では、人件費などの義務的経費の割合が高く、弾力性

に乏しい構造となっており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、歳出削減のための事務事業の総点検を実施し、効率的な財政運営に努めます。

さらに、平成27年度においては、一部組織機構改編を実施し、防災及び環境保全関係業務を中心とする生活環境安全課の設置、また、子ども・子育て支援新制度に対応することも福祉課を設置し、町民サービスの更なる向上と効率的な執行体制の確立を図っていきたいと考えております。

次に、平成27年度主要施策の概要について、まちづくり基本条例で定められた4つの基本方向に沿ってご説明申し上げます。

3 「平和で人間性豊かなまちづくり」について

(1) 平和事業の推進

去る大戦では10数万人の県民が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近くの高い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、未だに不発弾の処理や遺骨収集などを強いられています。このことから、私は平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖

(5) 農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業(一括交付金)

(6) 地域型就業意識向上支援事業(一括交付金)

(7) 農業経営支援事業(一括交付金)

(8) 西原町観光振興事業(一括交付金)

(9) 兼久安室線街路整備事業(シンボルロード)

(10) 坂田小学校校舎危険建物新增改築事業

(11) 坂田小学校校仮設校舎賃借事業

(12) 登校支援員配置事業(一括交付金)

(13) 文化財保存活用事業(歴史文化基本構想の策定含む・一括交付金)

(14) 尚円王生誕600年記念事業(一括交付金)

など、主な事業をはじめ、諸施策について予算編成しました。

以上、町政運営の基本姿勢及び平成27年度の予算の特徴を申し上げますが、次に執行体制と行財政の確立について申し上げます。

2 執行体制と行財政の確立

執行体制については新規事業

や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限移譲や一括交付金などにより、事務事業、行政需要は年々増大しています。

このようなことから、国・県からの事務の権限移譲や一括交付金への対応を強化するとともに、西原町行政改革大綱を踏まえて、効率的な行政運営を推進します。また、昨年締結しました琉球大学、西原町商工会との包括連携協定により産学官相互に連携・協力を図ってまいります。なお、琉球大学附属病院・医学部の移転問題に関しては、情報収集に努め、適宜、その対応を行います。

地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識のもとに、コンプライアンスやマナーの向上等に努め、明るくさわやかな住民サービスを通して親しみやすい職場づくりに努めます。また、地方分権の進展に対応し、職員のスキルアップと人材育成など一層の資質の向上と職場の活性化に向けて取り組みます。

行政運営の公正の確保や透明性の向上及び町民の権利利益保障については、行政不服審査法及び関係法令の改正に基づき、本町の行政手続・行政不服審査制度の適正な構築及び運用を図

るとともに、引き続き情報公開制度・個人情報保護制度の円滑な運用に努めます。

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報正しく迅速に伝達するとともに広く町民の声を聴取し、行政と町民が情報を共有することです。

広報活動の柱でもある広報にしろは、町民により親しみの持てる広報誌を目指して紙面の充実を図ってきたところですが、今後とも内容の充実・改善に努めます。

ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、メールマガジンなどのウェブコンテンツ、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを活用して、多様なツールを通じた広報を目指すことで町民の利便性の向上に努めるとともに、内容の充実強化を図ります。

広聴活動については、各種審議会、委員会などへの町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体などとの対話を積極的に推進します。さらにEメール、町民アイデア箱、窓口相談員等の充実と活用など、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。

縄戦の悲劇を忘れることなく、「命どう宝」を後世に語り継ぎ、平和な社会建設に努めていくことが何より優先されるべきものと考えています。そこで、西原町平和事業推進委員会を充実させるとともに、今年度も6月を平和月間として設定し、今年度は戦後70年の節目として、平和音楽祭の充実、平和講演会、町内戦跡講座、平和の語りべによる平和学習や戦争体験証言集「平和への証言」を活用しての平和教育など各種平和事業を推進して、一層の町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現をめざします。

また、平成24年10月米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが普天間飛行場に配備されて以来、米軍用機の騒音の苦情が増えています。基地問題は、今後さらに紆余曲折することが予想されますが、イデオロギーを乗り越え、県民（町民）の心をひとつにして、基地問題解決を求める主張を続けていかなければならないと考えております。



平成27年は、戦後70年の節目を迎える（写真は平成26年西原町平和音楽祭）

西原町中央公民館において、各種事業や講座などの拡充を図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。放送大学の情報も積極的に提供します。

（7）スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、心豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に応えるため、運動公園施設、学校施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用に取り組みます。また、町民の健康づくり・体力づくりを関係機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めるとともに、将来を担う青少年を対象としたビーチバレーボール大会、少年野球教室を開催します。

さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を活かし、ビーチバレーボールも含めた競技大会

（2）地域活性化事業の推進

地域づくりを進めるには、町民が自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切であります。そこで、活力に満ちた明るく住みよい地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進する一方、今年度は、一般コミュニティ助成事業により県営坂田高層住宅へ助成を行います。さらに手づくりのまち原材料助成事業を引き続き実施します。

（3）男女共同参画社会の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現を目指した各種女性行政施策を推進するため、「さわふじプラン」の計画的、体系的な事業執行に努めてきました。政策・方針決定の場への女性登用については、庁内はもとより各種審議会・委員会などへ積極的な登用を図り、県下でもトップレベルの登用率を誇っています。第三次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」に基づいてさらに、女性に対する暴力（DV）の相談窓口の強化、女性の雇用機会の拡大など、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりを目指します。

（4）学校教育の充実

教育の推進にあたっては、県、市の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児児童生徒の健やかな成長に向け、本町の教育目標の達成を目指して国際化・情報化時代のニーズに対応できるよう学習環境の整備に努めます。また、町教育施策並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。

さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努めます。

学校教育においては、学習指導要領を踏まえ授業時数を確保し、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やキャリア教育、電子黒板等を活用した教育情報化支援の推進充実を図ります。

昨年度同様に、今年度も町内小中学校に学習支援員を派遣し、児童生徒の学力向上に取り組めます。特別支援教育については、小中学校へ特別支援教育支援員を派遣して児童生徒への支援を行っていますが、引き続き支援の充実を図ります。

また、幼稚園で特別支援教育を受けている園児に対しても、引

き続き預かり保育を実施します。

子ども・子育て支援新制度により、これまでの幼稚園入園料を廃止し、幼稚園保育料として保護者の所得状況に応じて定める（応能負担）方式に改めます。また、幼稚園における預かり保育について、今年度は西原南幼稚園のみ30分の時間延長を実施します。

いじめ、不登校問題の解消については、教育相談員による充実強化を図るとともに、新たに登校支援員を配置し、併せて県派遣のスクールカウンセラーを活用しながら、引き続き学校支援に努めます。

地域の教育力を活用して、今年度も学校支援地域本部事業を展開します。

沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と西原町教育委員会の地域連携事業に関する協定を継続し、教育活動の充実発展に取り組みます。

（5）学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも衛生管理には細心の注意を払って、安全・

安心な給食の提供に努めます。

給食費徴収については、滞納者への督促状・催告書の送付や、口座振替を促進するとともに、学校・PTAと協力して給食費納付についての啓発活動を行い、徴収率向上に努めます。給食費等滞納整理嘱託員の配置により滞納整理が進んでいます。が、依然として学校給食費の滞納繰越額が莫大な額になっていることから、悪質な滞納者については、西原町債権管理条例に基づき法的措置等を執ることも検討し、その圧縮に努めます。

（6）生涯学習の振興

町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

西原町立図書館は、生涯学習の拠点として多くの町民に利用されていますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めます。

また、今年度もブックスタート事業をはじめ町民への読書活動を推進し、企画展や講演会の充実を図ります。

（11）国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。国際交流事業については引き続き、西原町海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、昨年、米国ハワイ州知事に本町関係者が就任されたことを機に、町民との交流を検討します。

4 「安全で環境にやさしいまちづくり」について

（1）交通安全施設の整備と安全教育の推進

住民の安全確保と交通事故の未然防止のため「交通安全の町」、「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。

（2）消防・防災体制等の確立

消防・防災につきましては、災害はいつでも発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、町民の生命や財産の保護を具体的に実践的に対応できるように

東部消防組合と連携・強化に取り組む、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。

防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。

（3）環境保全対策の推進

環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊などの地球規模の問題から生活排水などによる河川の水質汚濁、増大する不法投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガスなどによる大気汚染など、多種多様化しています。このような中で、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用など、循環型社会の形成が求められています。

今年度は、一般廃棄物の中から資源化できるごみを集団回収する町内の自治会等の団体に対し報奨金を交付し、資源を大切にする町民意識の高揚を図るとともに、資源を有効に活用して一般廃棄物の減量化に取り組めます。また、生ごみ処理機購入補助、環境美化・清掃活動などを促進し、意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。一般廃棄物処理基本計画に基づき、生ごみの堆肥化と企業系ごみの減量化などを含め、さらなるごみの減量化に努めます。

（8）青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、児童生徒の非行や集団飲酒の問題など厳しい状況下にあります。が、これらの問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、西原町シルバー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車両」を活用しながら、登下校時などにおける幼児児童生徒の安全管理を強化します。



西原町民陸上競技場は、キャンプや大会の誘致などが期待される

最終処分場についてはこれまで同様、建設に向けて取り組みます。また、汚泥再生処理センターの完成に伴い、土曜、祝日等のし尿及び浄化槽汚泥の受け入れ処理を行い、町民の利便性向上に努めます。

不法投棄を未然に防ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施するとともに、循環型社会の取り組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギー等の推進に努めます。

さらに西原町生活環境保全条例に基づき、生活環境の保全等に関する施策を推進します。また、産業廃棄物の中間処分場に関する諸問題について、計画段階から町への届出等を義務付け、事業実施後も適正に運営されているかを確認することで、町民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境の保全に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽補助金制度を活用するとともに、西原町生活排水対策推進計画に基づき「水遊びのできる川」を目指して、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、西原町墓地等の経営許可等に関する条

例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和がとれるよう、無秩序な開発防止に努めます。

(4) 上水道事業の充実

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全で安心な水道水を安定的に供給することは重要です。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は重要です。本町は、送配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきました。今後、災害拠点病院や広域避難所への供給ルートを優先的に耐震化するなど、なお一層の充実を図ります。

(5) 下水道事業の充実

下水道事業については、我謝、翁長地内などにおける面整備の拡大を図ります。引き続き9月10日の「下水道の日」を中心とした全庁的な取り組みと、未接続世帯に対する個別訪問を行うなど広報活動の強化、公共下水道接続促進補助金の交付を行い、早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

5 健康と福祉のまちづくり

(1) 成人保健事業の推進

20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、肥満と生活習慣病の重症化を予防する対策を重点的に実施します。

また、本町の死亡原因第一位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の受診勧奨に努め、引き続き個別検診を取り入れ、受診しやすい環境づくりに努めます。

高齢者の健康を守るため、高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の定期接種を円滑に進め、健康長寿を目指します。

また、総合的な健康づくりの取り組みとして「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に、生活習慣の改善を目指した健康教育を実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を行い支援体制の充実を図ります。

(2) 医療保険事業の推進

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度

援を行います。

母子父子家庭については、引き続き母子父子家庭等医療費助成を行い、児童扶養手当により、ひとり親家庭への自立支援を行っていきます。また、西原町母子寡婦福祉会補助金を交付し、同会の育成を図ります。

さらに、保育士の処遇改善に取り組み認可保育園に対して補助を行う保育士等処遇改善臨時特例事業についても、引き続き支援に努めます。

(5) 地域福祉活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力ある「ふれあいのまち」を築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、今年度も西原町社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業を支援し、地域福祉の向上に意欲的に取り組みます。また、同協議会の第3次町地域福祉活動計画をふまえ、ボランティアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会など、小地域ネットワーク事業の拡充に向けて支援します。

(6) 高齢者福祉の充実

改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上

計からの法定外充当も検討し、引き続き国保財政の安定化を図り、健全な事業運営に努めます。長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

(3) 母子保健事業の推進

西原町子ども子育て支援事業計画に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を行います。妊婦健康診査においては、引き続き14回分の助成を行い受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦などへの支援に努めます。また、乳幼児健診後の親子療育事業「親子ひろば」を引き続き実施します。さらに感染症予防や、はしか(ゼロ)をめざすなど、疾病予防に努めます。

共生事業の拡充を図り、引き続き介護予防事業を積極的に推進します。

介護保険事業はこれまで同様、保険給付費の適正化に努めます。

豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を生かすことが大切です。そのため、引き続き西原町老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金を交付し、今後とも希望に満ちた社会参加を進めるための支援に努めます。



毎年11月に開催している「西原町介護の日イベント」

(7) 障害者(児)の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要です。ここ数年障がい者(児)を取り巻く制度が目まぐるしく変わってきていますが、障がいがあっても町民が暮らしや

(4) 児童・母子(父子)福祉の推進

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、国民全ての願いです。しかし、子どもたちを取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌しています。このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、西原町子ども子育て支援事業計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして子育てと就労の両立支援策として、保育に欠ける乳幼児の保育園への受入及び慢性的な待機児童の解消に努めます。今年度は、平成26年度繰越事業のさうんど保育園の分園整備による3歳未満児の入所定員を拡大し、また新規事業の愛和保育園園舎新增改築事業による入所定員の拡大を図り、待機児童の解消に努めます。保育の充実として、心理士による保育園への訪問指導により発達に気になる園児やその親、保育士への支援に努めます。

また、認可外保育施設に対する巡回による事務指導支援を引き続き実施し、認可外保育施設の事務負担の軽減を図ります。さらに今年度の新規事業として

すい社会を目指して策定された西原町障害者計画「ほのぼのプラン2015」及び西原町障害福祉計画に基づき、各種の生活支援の充実強化に努めます。

また、障がいのある人もない人も同じように地域社会の一員として暮らすことができる共生社会を目指すため「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の啓発・広報活動を推進します。

障がい者の社会参加の促進については、沖縄県福祉のまちづくり条例などの啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めます。障がい者の自立促進については、障害者優先調達推進法の広報周知に努めるとともに、平成26年12月に策定した西原町障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設からの物品等の調達を推進していきます。

また、町主催の事業などにおける手話通訳の配置を引き続き行います。

障がい者の虐待防止については、障害者虐待防止法に基づき、虐待防止対策事業の充実をはかることで障がい者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行います。

小児慢性特定疾患児への支援として、日常生活用具の給付を

継続し、経済的負担の軽減と日常生活の便宜を図ります。

精神保健福祉事業については、在宅精神保健の充実強化を図り、精神障がい者の社会復帰を支援します。

また平成26年11月から新しい地域活動支援センター「あるてい」が開設されました。障がい者の自立した日常生活、社会生活ができるよう支援します。

自殺対策緊急強化事業は、自殺予防対策強化のためゲートキーパー養成講座等の開催を継続し、地域で予防活動を展開できる人材の育成に努めます。

また、引き続き臨床心理士を配置して、町立や認可保育園及び認可外保育施設等を巡回しながら、就学前の早い段階から発達に気になる子に対して現場の保育士や保健師、そして保護者と相談・助言を行い、保育や育児への支援をしていきます。

「豊かで活力のあるまちづくり」

（１）農業の振興

本町農業の基幹作物であるさとうきびは、生産者の高齢化や担い手の減少及び台風による被害等、厳しい状況にあります。また、さとうきび増産を図るため、優

良種苗の普及や古株更新の奨励、病害虫防除、機械化の推進等に取り組むとともに、西原町さとうきび生産組合をはじめとする関係団体と連携を強化し、生産の向上に努めます。

園芸作物については、収益性の高い品目の栽培、品質の向上と安定出荷を推進するため関係機関や団体と連携を強化するとともに、農業施設補助金や農業購入補助金等を交付し園芸農業の振興を図ります。また、毎年台風等による農作物の被害を解消するために、園芸施設の導入推進を図ります。

畜産業は、セリ価格が少しずつ回復の兆しは見られるものの、経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。畜産農家の経営基盤の安定、体質の強化を図るため、優良種畜導入の補助や家畜予防注射等を実施するとともに関係機関と連携し、農家の所得向上に向けた飼育技術の支援を行い、今後の生産拡大の推進に取り組めます。

今後の農業振興にあたっては、遊休農地の解消及び担い手の育成・確保が重要であります。現在、西原町耕作放棄地解消対策協議会及び農業委員会並びに関係機関連携のもと、（株）農業生産法人西原ファームにおい

区間）整備事業や県道浦添西原線、同那覇北中城線整備事業、小波津川河川改修事業を連携して推進します。

（６）都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、土地利用の誘導を図るとともに、引き続き市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。今年度は、兼久安室線（シンボルロード）、呉屋安室線（シンボルロード）の２路線の都市計画決定を行います。また景観計画は、今年度で計画策定を完了させ、次年度の条例制定に向けて取り組みます。マリインタウン地区の西原きらきらビーチ、東崎公園、東崎都市緑地（イルカ公園）では、町内外から多くの利用者が訪れ賑わっています。特にイルカ公園は、幼児や児童生徒の利用が多いことから、遊具等の安全点検に努めます。また、当該地区へのさらなる集客や観光客を誘引するため、隣接する商業用地の早期処分を積極的に推進します。

上原棚原土地区画整理事業については、引き続き、換地処分の公告に向けて作業を進めます。西原西地区土地区画整理事業

て、耕作放棄地が徐々に再生され農作物の生産に活用されているところ。引き続き耕作放棄地再生及び新規就農者育成を図ります。

農水産物流通・加工・観光拠点整備事業については、基本計画に基づき基本設計及び用地取得に取り組めます。また、国の食と農林漁業の再生のための基本方針に基づき、人・農地プランを充実させ、新規就農者の育成に努めます。さらに、学校給食への地場農産物の利用拡大を含めた地産地消の推進を図り、地域農産物の消費拡大に努めます。

（２）水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合及び西原支部との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金を交付し、漁業の振興に努めます。また、よりよい漁業の環境づくりのため、船だまり整備などの課題事項についても県と協議のうえ取り組みます。

（３）林業の振興

森林は国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成など、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たし

ています。このような中、今年度は施肥保育、雑草下刈り、デイゴヒメコバチ防除、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

（４）商工業の振興

商工業の振興については、西原町商工会との連携を強化しつつ、６次産業化に向けた農商工連携の推進に努めます。

また、小那覇工業専用地域や東崎商業地域などへの企業誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用などを引き続き推進し、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢については、依然として深刻で厳しいものがあります。町としても西原町雇用サポートセンター開所以来、町民の雇用機会の創出・拡充を図ってきたところです。今年度も引き続き、西原町商工会や関係機関、団体等との連携強化を図るとともに、広報誌やホームページ等を活用し、求人・求職者の登録を行い、新たな雇用創出の確保に努めます。

また昨年度は、若年者の就業意識向上を図るためNSBP（西原ソーシャルビジネスプロ

（５）公共下水道事業特別会計歳入歳出予算案

7億8640万円
(4.1%)

（６）後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案

2億1400万円
(6.4%)

（７）水道事業会計予算案については、収益的収入9億2613万円、収益的支出8億7659万6千円、資本的収入3918万8千円、資本的支出2億334万8千円で資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億6416万円については、損益勘定留保資金等で補てんします。

なお、各種施策の具体的な事業は、主要事業として別紙にまとめていますので、予算案と併せてご参照ください。（西原町ホームページで公開しています）

以上、平成27年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げますが、議員各位並びに町民みなさまのご指導ご協力をお願い申し上げます。平成27年度の施政方針といたします。

平成27年3月5日

西原町長 上間 明



町花木 サワフジ(さがりばな)



町木 ガジマル



町花 ブーゲンビリア



900件以上の応募の中から決定した西原町観光キャラクター

さらに観光マップ、観光ポータルサイトなどを活用したPRや、西原町商工会及び関係団体等と連携を図り、国指定史跡「内間御殿」などの町内の地域資源の発掘と活用、地場産品の開発に努めるとともに、観光協会 の設立に向けた検討を行います。また、沖縄県が計画している大型MICE施設のマリインタウン地区への誘致実現に引き続き取り組むと

口座振替をご活用ください！

町税等の納付には口座振替が便利です

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関の窓口に行かなくてすみます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

口座振替のお申し込みは・・・

口座振替のお申し込みは下記の金融機関でお願いします。

金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※ 申込書は町内の金融機関または西原町各収納担当課の窓口で配布しています。

記帳文言一覧表

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	かな表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニシハラチョウセイ
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニシハラシサンセイ
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニシハラケイジセイ
国 民 健 康 保 険 税	西原町国保税	ニシハラコクホセイ
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニシハラカイゴホケン
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニシハラコウキホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニシハラキョウシヨクヒ
保 育 所 保 育 料	西原町保育料	ニシハラホイクリョウ
幼 稚 園 保 育 料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイク
預 かり 保 育 料	西原預保育料	ニシハラヨウアズカリ

お問い合わせは

各種お問い合わせは各収納担当課の窓口まで

- | | | |
|-----------------------|---------------------|-----------|
| ○町県民税、固定資産税、軽自動車税 | 総務部税務課 | ☎945-4729 |
| ○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 | 福祉部健康推進課 | ☎945-4791 |
| ○保育所保育料、幼稚園保育料、預かり保育料 | 福祉部こども福祉課 | ☎945-5311 |
| ○介護保険料 | 福祉部介護支援課 | ☎945-5013 |
| ○学校給食費 | 学校給食共同調理場（教育部教育総務課） | ☎945-4935 |

～ 平成27年度 町税等納期限(カッコ内は口座振替日)一覧表 ～

種 目	納 期 (口 座 振 替 日)							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	6/30	8/31	11/2	2/1				
固 定 資 産 税	4/30	7/31	12/25	2/29				
軽 自 動 車 税	6/1							
介 護 保 険 料								
国 民 健 康 保 険 税	7/31 (7/27)	8/31 (8/25)	9/30 (9/25)	11/2 (10/26)	11/30 (11/25)	1/4 (12/25)	2/1 (1/25)	2/29 (2/25)
後期高齢者医療保険料								

※ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の口座振替日は各期25日（25日が休みの場合は翌営業日）となります。そのため、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。

種 目	納 期											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学 校 給 食 費	5/11	6/10	7/10	8/10		9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10
保 育 所 保 育 料	4/20	5/11	6/10	7/10	8/10	9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10
幼 稚 園 保 育 料	4/20	5/11	6/10	7/10	8/10	9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10
預 かり 保 育 料	4/20	5/11	6/10	7/10	8/10	9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10

平成27年度
国勢調査

調査員募集のお知らせ



今年の10月1日、全国一斉に国勢調査が実施されます。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象にして行われる大規模な調査です。我が国の人口や世帯について最新の事態を明らかにして、国民生活の向上に幅広く役立てられる大切な調査となっています。西原町では約1万4千世帯、3万5千名が調査対象となります。

調査にはみなさまの協力が必要です。よろしくお願いします。

☆☆ 西原町では国勢調査の調査員を募集しています ☆☆

- 【応募資格】 ① 西原町内または近隣市町村在住の20歳以上の方
② 責任をもって調査事務に携わっていただける方
③ 調査内容について秘密を守る方
④ 税務・警察・選挙に直接関係のない方
⑤ 暴力団と関係のない方

【調査報酬】 38,000 円程度

※ 参考金額であり、確定した金額ではありません。調査世帯数により増減します。

【募集人員】 200 名程度

【調査員の身分】 総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

【調査期間】 平成 27 年8月下旬～10 月下旬（予定）

【主な業務】

調査員事務説明会への出席、調査票の配布及び記入依頼、調査票の回収及び確認作業等

【応募方法】

「国勢調査員登録申込書」に必要事項を記入し、総務部企画財政課統計係まで提出してください。「国勢調査員登録申込書」の様式は、総務部企画財政課で配布しているほか、西原町ホームページからもダウンロードできます。

※ 最初はあくまでも登録になります。6 月頃、西原町から調査員採用の連絡を行いますので、それをもって正式な国勢調査員となります。

【登録に必要なもの】印鑑(認印可)

※詳しくは西原町総務部企画財政課統計係までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 総務部企画財政課 統計係 ☎945-4533

平成27年度 固定資産税1期分の納期限は4月30日(水)です

納め忘れのないよう、よろしくお願いします。

町税の納付は口座振替を利用すると便利です。

町税の納付が遅れた場合は延滞金が増加されますのでお早めに納めてください。さらに滞納が続きますと預金や不動産等の差押を行う場合があります。

※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えていてください。

平成27年度各町税目の納期限

税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6月30日	8月31日	11月2日	2月1日
固 定 資 産 税		4月30日	7月31日	12月25日	2月29日
軽 自 動 車 税		6月1日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729

介護保険に関するお知らせ

介護保険料とは？

介護保険とは、介護を必要とする方が安心して生活できるよう、社会全体で支える制度です。
この介護保険制度の財源として40歳以上の方が納める保険料が、介護保険料です。（任意保険ではありません）
① 40歳から64歳までは第2号被保険者として、加入している医療保険料と合わせて納付します。
② 65歳以上になると第1号被保険者として、医療保険料とは別に所得（段階別）に応じた保険料を納付します。

65歳以上の方へ、「介護保険料の納付方法」のお知らせ

介護保険料の納付方法は「普通徴収」と「特別徴収」の2種類があり、年金受給額によって決定します。
福祉部介護支援課からの通知に記載されている方法での納付になります。ご了承ください。
(納付方法を選択することはできません)

① 普通徴収 → 金融機関窓口での納付書払(もしくは口座振替)で納付します。

【対 象】1. 年間の年金額が 18 万円未満の方 2. 年度途中で 65 歳になられた方、年度途中で西原町に転入した方
【納 期】年 8 回(7 月～2 月) ※2 月、3 月に上記 2 の対象になった方は 3 月、4 月に納付します。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
普通徴収	※	—	—	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	※

② 特別徴収 → 年金天引で納付します。

【対 象】年間の年金額が 18 万円以上の方
【納 期】年 6 回(年金支給月) ※特別徴収に切り替わる時期は 4 月または 10 月です。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
特別徴収	1 期	—	2 期	—	3 期	—	4 期	—	5 期	—	6 期	—

普通徴収(納付書払)の方へ

普通徴収で納付する方の介護保険料は、前年の所得確定後の7月に納入通知書を送付します。
送付された納入通知書の特別徴収の欄に金額が記載されていない方は、今年度は特別徴収への切り替えはありません。

特別徴収(年金天引)の方へ

特別徴収で納付される方の介護保険料は4月、6月、8月(仮徴収期)と10月、12月、2月(本徴収期)に区別され、前年の所得確定前の4月、6月の介護保険料については、今年2月の保険料額と同額になります。

前年の所得に基づき保険料額が確定した後の8月以降の介護保険料は、年間保険料から既に納付済みの4月、6月分の金額を差し引いた残りの金額を振り分けて納付します。

納付方法が変更になる場合

年度途中で 65 歳になった方、年度途中で西原町に転入した方は、当初は普通徴収となります。
おおむね 6 か月から 1 年で、普通徴収から特別徴収に切り替わります。(納付する方の手続きはありません)
特別徴収の方で年度途中で保険料額が増額になった場合、増額分は普通徴収での納付になります。

以下の場合、一時的に普通徴収に切り替わります。

- ・年度途中で、保険料額が減額になった場合や年金支給額が変更になった場合
- ・年金の現況届の提出遅れにより、年金の支給停止や現況確認が取れない場合
- ・年金受給権を担保にした場合
- ・年金を受給していない場合



【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

介護保険適用住宅改修工事

支給額 **最高18万円**

和式便器→洋式便器 手すり・スロープ設置
和室→洋室

福祉用具専門相談員
福祉住環境コーディネーター
のいるお店



株式会社



業界TOP!
今年度も

下水道接続工事 助成金交付実績

西原町全体の
約1/3の実績 **32件**

ご契約頂いた皆さまに御礼申し上げます。

西原町下水道排水設備指定工事店

沖縄県知事許可(一般-21) 第11573号

〒903-0124 西原町呉屋69-2

946-4508

保健師
だより



いつまでもイキイキ自分らしく輝くために!



わが国は、いまや世界有数の長寿国です。食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病の増加にともない、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人々が増えています。平成22年簡易生命表によると、男性の平均寿命は79.64年、女性の平均寿命は86.39年となっています。65歳の方の平均余命を見ると、男性には約18年、女性には23年の人生が残されています。“元気で長生きできる期間(健康寿命)”を延ばすためにも、食生活や運動などの生活習慣を改善することが大切です。

身体の機能は、適切な対策を行えば維持・改善することができます。「足腰が弱くなって次第に歩けなくなる」「物忘れがひどくなって日常生活が送れなくなる」のは、「年をとれば仕方がないこと」ではなく、予防できることです。年をとっても元気でいきいきと暮らせるようにするためにも、「介護予防」が必要です。

今回は、西原町が主催する介護予防教室参加者の声を載せたいと思います。



これまで家からあまり出なかったのですが、
介護予防教室に参加し、みなさんと出会えて
笑顔が増えて元氣になりました。



歩くのが早くなり、足腰の痛みが
楽になりました。

西原町では、介護予防拠点施設としていいあんべー家でさまざまな事業を実施しています。また生活機能低下の早期発見に繋げるため、3月末に65歳以上の介護認定を受けていない方を対象に「健康いきいきチェックシート」を送付しています。

生活習慣や介護予防について日々できることから始めるために、活動への参加をお待ちしています。

【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

高齢者が明るく安心して暮らせるまちづくりを

～西原町高齢者保健福祉計画
(ことぶきプラン2015)を審議、西原町に答申～

西原町高齢者保健福祉計画策定委員会(古謝安子委員長)は、本町の高齢者施策や介護保険事業に関する今後3年間の計画となる「西原町高齢者保健福祉計画(ことぶきプラン2015)」の内容を審議し、3月3日に上間明町長へ答申しました。



答申を手渡す古謝委員長(左から2番目)

同計画は、団塊の世代が75歳に突入する10年後を見越したうえで3年計画を定めたものとなっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や高齢者の社会参加、地域全体での支援体制のまちづくりなどを目指したものです。

答申を受けた上間町長は「高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた環境で、いつまでも明るく安心して暮らしていけるように、関係機関と連携して施策に取り組みたい」と抱負を述べました。

障がい者自立と社会参加の実現を

～西原町障害者計画・第4期障害福祉計画を審議、
西原町に答申～

障がい者に関する福祉、医療をはじめとした広範な施策と障害福祉サービスや生活支援に関する施策の計画を盛り込んだ「西原町障害者計画・第4期障害福祉計画」について、西原町障害者施策推進協議会(新川善昭会長)が内容を審議し、3月12日に上間明町長へ答申しました。



答申を手渡す協議会のみなさん

同計画では、障がいのある人の社会参画や共生社会の実現、社会的障壁の除去を目指したものです。障がい者の範囲や支援体制、障害福祉サービスの整備などが定められています。

答申を受けた上間町長は「今後の障害者福祉の根幹となる重要な計画。施策の推進に大いに活用していきたい」と抱負を述べました。

狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。生後91日以上の犬を飼っている家庭は必ず登録し、予防注射を受けさせてください。



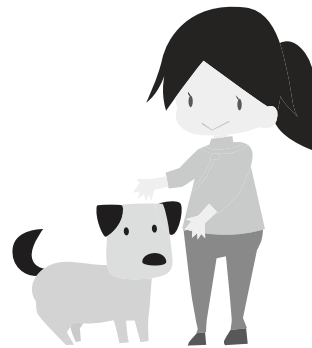
【日程】

	開催日	受付時間	場 所
第1回	4月26日(日)	9:00~12:00	西原町民体育館 (玄関前ピロティー内)
		13:30~16:30	西原町役場玄関前
第2回	5月24日(日)	9:00~12:00 13:00~16:00	西原町民体育館 (玄関前ピロティー内)
第3回	6月28日(日)	(12時から13時は昼休みのため、受け付けません)	西原町役場玄関前

※都合のよい日に注射を受けてください。

【注射を受けるときの注意事項】

- 1か月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は、主治医の獣医師に相談してください。
- リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- 犬をしっかりと制驭できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。
- 予防接種後2、3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 糞尿は済ませてきてください。
- 糞をした場合は、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を着けてください。
- 首輪に鑑札がついているか確認してください。紛失の場合は、再交付の申請をしてください。



【料金】

- ・予防注射 3,200円(注射済票交付のみの方は550円)
- ・新規登録 3,000円(鑑札票再交付の方は、1,600円)

【注意事項】

- ① 登録している方は予防注射のみの料金となります。また平成27年3月1日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの交付となります。病院で交付される証明書を持参してください。
- ② 注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
- ③ おつりのないようにご協力をお願いします。

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

西原町行政手続条例が改正されました

西原町長が条例等に基づき行う処分、行政指導等の手続について定められている西原町行政手続条例が改正されましたので、お知らせします。

(主な改正点)

1. 「行政指導の中止等の求め」を新設

町民や事業者が法律または条例に違反する行為の是正を求める行政指導を受けたときに、当該行政指導が根拠法律等に定める要件に適合しないと思われるときは、申出書を提出して、その中止等の措置を求めることができるようになりました。

2. 「処分等の求め」を新設

町民が、法令に違反する事実を発見したときに、法令違反事実の是正のためにされるべき処分等がされていないと思われるときは、申出書を提出して、その処分等を求めることができるようになりました。

3. 行政指導の際の根拠等の明示

町の職員等が行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等を明示するよう義務付けられました。

行政手続に関することについてのご質問などがあれば、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】 総務部総務課 行政係 ☎945-5011

避難行動要支援者名簿に登録しましょう!



● 避難行動要支援者名簿とは?

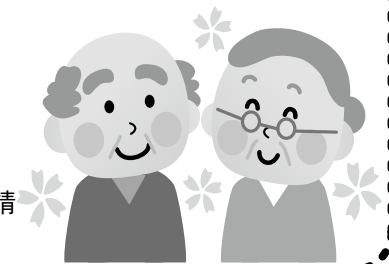
災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方(要配慮者)が、避難を支援していただく方(避難支援者)と一緒に登録し、災害のときに活用します。

※ 名称が「災害時要援護者台帳」から「避難行動要支援者名簿」に変わりました。

・対象者はおおむね次の方です。

- ① 身体障害手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

※ ①から⑤に該当しない方でも、災害時の避難に不安のある方は申請することで、避難行動要支援者として登録することができます。

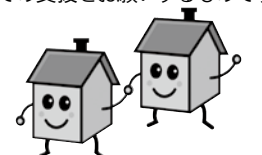


● 登録を希望する方は・・・

- ① 申込書の提出が必要です。
- ② 「避難支援者」を決めていただきます。

「避難支援者」とは、要配慮者の方の普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援等をしていただく方をいいます。そのため、隣近所の方々にお願いするのが理想です。登録の際には「避難支援者」が必要となりますので、相談のあった場合はご協力をお願いします。

※ 避難支援者になったからといって、決して責任を伴うものではありません。日頃からよい近所付き合いを心がけていただき、できる範囲内での支援をお願いするものです。



※ 避難支援者を決定することが難しい場合は、福祉部こども福祉課や地域の民生委員・自治会長にご相談ください。

【お問い合わせ】 福祉部こども福祉課 社会福祉係 ☎945-5311

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集について

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集については、以下のとおりです。ご注意ください。
引き続き、ごみの減量化やリサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。



【ゴールデンウィーク期間中のごみ収集日程】

	4月29日 (水) 昭和の日	4月30日 (木)	5月1日 (金)	5月2日 (土)	5月3日 (日) 憲法記念日	5月4日 (月) みどりの日	5月5日 (火) こどもの日	5月6日 (水) 振替休日
もえるごみ		通常どおり	通常どおり			通常どおり	休 み	
もえないごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
危険ごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
粗大ごみ	通常どおり			通常どおり				通常どおり
資源ごみ	休 み	通常どおり	通常どおり	休 み		休 み		休 み

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

キリスト教学院大学の教授が 楽しく分かりやすく理科授業



西原町教育委員会がキリスト教学院大学と連携して実施している「町立小学校理科教科モデル事業」が、町立の4小学校で行われました。子どもの理科離れが課題となっている中、小学生の理科的素養を高め、科学的知見や考え方を身に付けることを目的に実施されています。

3月4日、5日は坂田小学校の6年生を対象に、同大学の内間清晴教授が電気をテーマにした授業を実施し、講義や実験を交えて電気の仕組みなどを説明しました。発電の項目では、火力や原子力発電の問題点や、環境に配慮した風力、温度差発電を解説。児童は地球温暖化などの環境問題を考え、不思議な電気の実験を見て歓声を上げました。

内間教授は「理科は難しいものではなく、楽しいものということを教えたい。一人でも多くの児童が、実験をすることや理科教科に興味を持って、将来理科の専門家や研究者が誕生してほしい」と、授業を振り返りました。

中学生・高校生が現代版組踊を熱演

琉球王朝を築いた尚巴志を描いた現代版組踊「鬼鷲～琉球尚巴志伝」(同公演実行委員会主催)が、3月7日にさわふじ未来ホールで上演されました。

この舞台は、西原東小学校で校長を務めたこともある大盛永意さんの著書「第一尚氏物語」を原作に平田大一人さんが演出した組踊を、県内の中学・高校生が演じたものです。

今回の公演には、西原町在住の6名を含む県内の中学・高校生49名が出演。昨年の12月から稽古を重ね、この日行われた2回の公演で、芝居や踊りなどを熱演しました。公演後はたくさんの拍手が送られ、出演者は笑顔で応えたり感動で涙を浮かべる人もいました。



まちの話題

保育園児が黒糖づくりを体験

昔ながらの製法を用いた黒糖づくりが、2月26日に西原保育園(田仲雄二園長)で行われました。この取り組みは地元との与那城自治会などが協力して行われたもので、園児はさとうきび絞りに挑戦し、しぼり汁を煮詰めるようすを見学しました。

また、この日は与那城自治会のいいあんべー事業に参加しているお年寄りが、事業の一環として園を訪れました。約25名のお年寄りは、黒糖づくりの手伝いや昼食と一緒にいただき、園児との交流を楽しみました。



子どもたちの非行化を防ごう

「非行のある子どもに見えているものー育てるということ・育つということー」と題した講演会(西原町・西原町要保護児童対策地域協議会主催)が、2月13日にさわふじ未来ホールで開催されました。

講演会では全国各地の教育委員会や学校、福祉機関などで支援や研修を行っている小栗正幸さん(特別支援教育ネット代表)が講師を務めました。小栗さんは少年院などに勤務し、数多くの非行少年と接してきた経歴を持ち、非行に走る少年少女の背景、支援や指導の切り口、保護者への対応などについて語りました。非行化した子どもたちは「親や大人に分かってほしい」という思いを持ちながら、うまくいかずに天邪鬼になっている」と説明。その上で、そのような少年少女との付き合い方は「肯定的なやり取りの中で子どもを育てることが、肯定的な育ちにつながる。親がイニシアチブを取りながら、押



してだめなら引いて、引いてだめなら押して、子どもにアプローチしてほしい」とアドバイスしました。

コミュニティ助成事業を活用し 防災力強化～西原台団地～

宝くじの社会貢献広報事業「平成26年度コミュニティ助成事業(地域防災組織育成事業)」の助成を受けて、西原台団地自治会(波平常則会長)の自主防災会が災害対策用備品の整備を行いました。

西原台団地自治会自主防災会は、西原町で初めて結成された自主防災組織です。定期的な防災会議や訓練のほか、自主的に「防災たより」を発行し、地域住民の防災意識の啓発を日ごろから実践しています。

今回の備品整備を受け、自主防災組織による共助や自助を強化することで災害に強い地域づくりが期待されます。波平会長は「備品を有効活用し、さらなる地域の防災力強化に努めていきたい」と抱負を語りました。



西原台団地自治会自主防災会のみなさん

内間御殿で調査説明会

国の文化財として指定されている史跡、内間御殿(字嘉手苅)の発掘調査に関する説明会が、3月8日に現地で実施されました。

内間御殿では歴史的・文化的・学術的価値を調べるため、平成25年度から発掘調査が行われています。今回は地元の嘉手苅自治会を対象に、調査で分かったことや見つかった遺物などを説明し、調査への理解や内間御殿の価値を知ることを目的に行われたものです。



説明会では史跡に関してのみならず、周辺に生えているサワフジやフクギなどの名木などにもふれました。参加した住民は、職員の説明に興味深く聞き入っていました。

役場で津波を想定した訓練



訓練で屋上に避難する職員

西原町役場庁舎の避難経路確認などを目的に、津波を想定した避難訓練を2月20日に実施しました。

今回の訓練は役場職員を対象にしたもので、約50人が参加しました。職員は経路に沿って建物の屋上へ移動。非常時の避難ルートや屋上の状況を確認しました。

また、庁舎内の消火器設置場所や使用方法を確認し、火災時に備えました。

公共施設にひな人形を寄付

太田小児科医院(字小橋川)が、西原町役場の施設に設置してほしいと、ひな人形を西原町に寄付しました。

この取り組みは同医院の太田千鶴さんが、故郷の徳島県勝浦町との縁で実施しているものです。勝浦町では全国から使わなくなったひな人形を受け入れ、里親探しを行っています。太田さんはその取り組みと連携し、約5年前から年次的に、西原町内の病院や保育園などにひな人形を寄付しています。町内の公共施設にも、これまで西原町立図書館や町立幼稚園などに寄付を行ってきました。

3月12日には数々の寄付に対して、西原町から感謝状が贈られました。太田さんは「子どもたちの集まる場所にひな人形を置いて、情操教育に少しでも役立てられたらいい」と、喜びを語りました。



感謝状を受けた太田千鶴さん(左から2番目)

住民票の異動(変更)届について

3月、4月は転勤および就職、入学等により、住所を移す方が多くなります。住民票の異動の届出を忘れずに行いましょう！

《異動届は14日以内に》

正当な理由がないのに届出をしなかった（遅れた）場合は、簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日（新しい住所に住み始めた日）から14日以内に市町村（西原町では総務部町民課）に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。**異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状**が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行います。**顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・旅券（パスポート）・在留カード（外国人登録証）・健康保険証等**をお持ちください。

	例	届出の際に必要なもの
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	◎転出証明書（前住所地で発行された証明書） ◎届出人の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等） ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑（届出人が本人の場合は不要）
転出届 (町外へ引越しをするとき)	西原町 → 〇〇市へ	◎届出人の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等） ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑（届出人が本人の場合は不要）
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字我謝〇〇番地 ↓ 西原町字幸地〇〇番地	◎届出人の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証等） ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎印鑑（届出人が本人の場合は不要）

※一時的な就学（大学等）・就労の場合であっても、1年以上親元を離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。
※世帯が異なる人（例：県外に住む両親等）が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
※ご不明な点がありましたら、総務部町民課までお問い合わせください。

印鑑証明書の発行について

印鑑証明書の交付申請には、登録者本人であっても必ず「印鑑登録証」が必要です。委任状や登録印を持参していても「印鑑登録証」がない場合には発行できませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】 総務部町民課 住民係 ☎945-5012

平成27年4月1日からパスポート申請窓口を開設します

西原町では、町民に身近な町役場で申請ができるように、県から移譲を受けて旅券事務（パスポート申請・交付）を開始することになりました。 ※原則として県の窓口では手続きができなくなります。ご注意ください。

申請できる方	住民票（住所）が西原町にある方 勤務先もしくは通学先が西原町の人
申請受付	8:30～16:00(12:00～13:00を除く)月曜日から金曜日(土日、祝日、年末年始を除く) ※16時以降の申請については翌営業日受付扱いとなります。
旅券受付	8:30～17:15(12:00～13:00を除く)月曜日から金曜日(土日、祝日、年末年始を除く)

【申請に必要なもの】

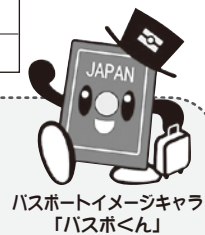
- (1) 一般旅券発給申請書（5年、10年）
20歳未満は5年旅券のみ。20歳以上は5年旅券または10年旅券を選べます。

(2) 戸籍(謄)抄本
申請者本人のもの(発行日から6か月以内のもの)。未成年者または家族で申請する場合は、戸籍謄本をお持ちください。

(3) 証明写真
申請者本人のみ撮影されたもので6か月以内のもの。縦4.5cm×横3.5cm、縁なしで正面、上半身(肩より上)、無帽、無背景のもの。
※写真は規格が厳しくなっています。規格に合わない場合には、撮り直しをお願いすることがあります。
- (4) 本人確認書類の原本
代理で申請する場合は、申請者本人と代理人の本人確認書類も必要です。

(5) 前回取得したパスポート
有効期限内にパスポートを切り替える場合(残存期間が1年未満)は、パスポートの提出がないと申請できません。

(6) その他必要な書類
必要に応じ、申請者本人に直接窓口で事情説明等の記入及び状況の確認のための書類提出をお願いする場合があります。



救急救命士の処置が拡大 ～医療機関との連携強化を図る～

平成26年1月の法律改正により、救急救命士の処置できる範囲が拡大されました。それを受けて、2月28日に東部消防組合本部(嘉手苅右和消防長)が、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターで説明会と展示訓練を実施しました。

今回の法律改正で、静脈路確保と輸液に関して心肺停止状態の患者にしか認められていなかった処置が、心肺停止前にも可能となりました。これにより、現場での活動中や搬送中に「心肺停止状態に陥らない」処置が期待されます。

また、血糖値の測定やブドウ糖溶液の投与を行うことができました。血糖測定は症状の判断や病院の選定などに効果が期待でき、低血糖症状の場合はブドウ糖投与により早

い症状の改善が期待されます。

説明会には消防機関や病院関係者から約60名が参加。第2警備課の與古田雅人救急係長が中心となり、法改正に関する説明や展示訓練によるトレーニングを行い、医療機関との連携強化を図りました。

與古田係長は「今後も各機関との連携強化に努め、知識や技術、救急体制のさらなる向上を目指し、多くの町民の命が救えるよう取り組みたい」と抱負を語りました。



説明会のようす



第六回 合同症例検討会 那覇消防東部消防

ハーモニカで童謡の素晴らしさを伝える

平成26年度家庭教育学級の合同講演会が、2月28日にさわふじ未来ホールで開催されました。

家庭教育学級は、各小中学校のPTAや各地の自治会などが、子どもたちの成長や発達に必要な「生きる力」を育むため、さまざまな事業に取り組んでいるものです。この日は、ハーモニカ奏者で童話作家のもり・けんさんを講師に招いて「子どもの魂を磨く童謡コンサート」と題した講演会が行われました。

もりさんは子どもの成長について「6歳までに脳の90%は形成され、12歳までに残り10%の倫理的思考が発達する。6歳までに触れた童謡や音楽が、その後の発達に影響を与えて優しい心や情感を育てる」と、幼児期の子育ての重要性を説きました。また実際にハーモニカで童謡を演奏しながら、童謡の内容や意味を解説しました。

今回の講演会は、小さな子どもを育てている方も参加できるような催しとなっており、会場には多くの親子が参加。保護者のみなさんは童謡を通した子どもの情操教育などについて学び、子どもたちはもりさんのハーモニカの演奏を楽しみました。



ハーモニカで童謡を奏でるもり・けんさん

『西原町タウンマップ』をご活用ください！

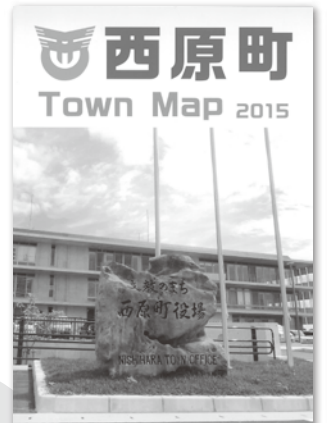
このたび、行政情報や暮らしに役立つ情報などを掲載した「西原町タウンマップ」(写真)を作成しました。広報にしはら4月号と同時に配布します。

～～「タウンマップ西原町」の内容って？～～

- 西原町内の地図
- 子育て情報
- 各種届出や証明書の発行など
- 健康づくり情報
- 家庭ごみ
- お年寄りに関する情報
- 国民年金や国民健康保険など
- 各種公共施設

など、町民の暮らしに必要な行政情報を1冊にまとめたものです。ぜひ、毎日の暮らしにお役立てください。

【お問い合わせ】 総務部総務課 広報係 ☎945-5011



特定保健指導をご存知ですか？

特定健診・特定保健指導の目的

特定健診・特定保健指導では内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病などの生活習慣病をお持ちの方または予備群を減少させること(発症の予防)が目的です。

特定保健指導の対象者

ステップ1

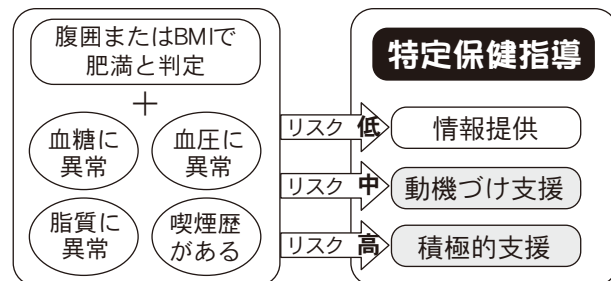
まずは、特定健診を受診する

西原町が発行する国民健康保険証と一体になっている「特定健診受診券」を使い、特定健診を受診する。詳細については、20ページの中央部分、または「西原町の健診総合ガイド」をご覧ください。

ステップ2

対象者の選定

※該当項目の数が多ければ、糖尿病や心筋梗塞などのリスクが高くなります。



健康への第一歩は健診です！
心よりお待ちしております！



リスクが高いということは、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞を起こしやすくなっている危険な状態です。
今回の健診をチャンスにして、私たちと生活習慣改善に取り組んでいきましょう。



ステップ3

保健指導の開始

✓ 動機づけ支援

生活習慣を見直すなら今がチャンス！

健診結果を確認しながら面接を行い、自分の生活習慣をどう改善すればよいのかを保健師や管理栄養士と一緒に考えます。また、今後の目標を立て、実際に行動に移せるようサポートし、半年後に効果を確認します。

✓ 積極的支援

今すぐに生活習慣の改善を！

約6か月間にわたって自分が実践できる目標を立て、継続的に実行していけるようサポートし、半年後に効果を確認します。サポートは個人面接・電話・手紙など、状況に合わせた対応が可能です。

健康のプロ 保健師・管理栄養士があなたの味方です

特定健診・特定保健指導は、生活習慣病を本気で防ぐ取り組みです。みなさんの健康のために、西原町の保健師・管理栄養士が、一生懸命お手伝いします。ぜひこの機会に活用して、いつまでも健康で幸せな生活をお送りください。

お知らせ

- 国民健康保険加入者のみなさんの結果は、保険者である西原町役場へ届くことになっています。結果が届き次第、保健師または管理栄養士の方から、結果説明の日程調整のお電話を差し上げますので、ご理解とご協力の方よろしくお願い致します。
- 結果の内容によってはそのまま郵送する場合があります。結果説明を希望される場合にはお気軽にお問い合わせください。
- 国民健康保険以外に加入しているみなさんは、直接お手元に健診結果が届きます。結果説明をご希望の場合には、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

平成27年度 特定健診が始まります！

● 受診する健診を確認しましょう ●

年 齢	20 歳～ 39 歳	40 歳以上の方		
平成 28 年 3 月 31 日時点	昭和 51 年 4 月 1 日～ 平成 8 年 3 月 31 日生まれ	昭和 51 年 3 月 31 日以前生まれの方		
加入して いる保険	全ての医療保険	西原町 国民健康保険	後期高齢者医療保険 (75歳以上)	国保・後期高齢者医療保険以外 (社会保険加入者など)
受診券 の送付	対象者には、3月中に個別送付しています。 (職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券は送付していません)	国民健康保険証と一体型となった受診券は、3月中に個別送付または保険証の窓口切替時にお渡しします。	対象者には、3月中に個別送付しています。	対象者には、がん検診の受診券を3月中に個別送付しています。 (職場等で検診の機会があると思われる方には、受診券は送付していません)
健診内容 受け方 自己負担額	【内容】特定健診と同様 (診察・採血・尿検査など) ※がん検診(胃・肺・大腸)は検診費用の助成がありません。受診希望者は、全額自己負担での受診となります。 【受け方】 以下の①～②のうち、 いずれか1つを受診 してください。 ①集団健診 保健センターで受ける ⇒土曜、日曜の健診については予約受付あり ※がん検診(胃・肺・大腸)も受診可能 自己負担額: 特定健診・長寿健診は無料 がん検診: 胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診 指定医療機関で受ける ⇒要予約 自己負担額: 1,300円 ③人間ドック 指定医療機関で受ける⇒要予約 自己負担額: 1,900円	【内容】特定健診・長寿健診(診察・採血・尿検査など) がん検診(胃・肺・大腸) 【受け方】 以下の①～③のうち、 いずれか1つを受診 してください。 ①集団健診 保健センターで受ける ⇒土曜、日曜の健診については予約受付あり ※がん検診(胃・肺・大腸)も受診可能 自己負担額: 特定健診・長寿健診は無料 がん検診: 胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ※70歳以上・生活保護受給者の方は集団健診のみ、がん検診の料金が免除されます。生活保護受給者は、 <u>被保護証明書</u> を健診会場の受付へ提示してください。 ②個別健診 指定医療機関で受ける⇒要予約 ※一部の指定医療機関では、がん検診も一緒に受診可能 自己負担額: 特定健診・長寿健診は無料 がん検診: 医療機関によって異なります ③人間ドック 指定医療機関で受ける⇒要予約 自己負担額: 12,600円	【内容】特定健診 各保険者により特定健診の内容や料金、受け方、受診期間が異なります。加入している保険者へお問い合わせください。 がん検診(胃・肺・大腸) 【受け方】 以下の①～②のうち、 いずれか1つを受診 してください。 ①集団健診 保健センターで受ける ⇒土曜、日曜の健診については予約受付あり 自己負担額: 胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診 指定医療機関で受ける ⇒要予約 自己負担額: 医療機関によって異なります	①集団健診 下記「平成27年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診(がん検診のみ) 平成27年4月1日～平成28年3月31日
健診日程 及び 健診期間	①集団健診 下記の「平成27年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診 平成27年4月1日～平成28年3月31日	①集団健診 下記の「平成27年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診 平成27年4月1日～平成28年3月31日 ③人間ドック 平成27年4月1日～平成28年3月31日	①集団健診 下記の「平成27年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診(がん検診のみ) 平成27年4月1日～平成28年3月31日	※詳しい日程や指定医療機関については、受診券と一緒に送付される「西原町の健診総合ガイド」をご覧ください。

平成27年度 集団健診日程

健診会場: 西原町保健センター(西原町役場)
受付時間: 8:00～10:00

月 日	曜日	対象行政区	月 日	曜日	対象行政区
6月3日	水	小橋川、内岡、内岡団地、掛保久、嘉手苅、小那覇	7月17日	金	棚原、徳佐田、森川、千原、上原、西原台団地、津花波
6月8日	月	小波津、小波津団地、西原ハイツ、池田、県営西原団地	8月5日	水	兼久、与那城、我謝
6月19日	金	翁長、呉屋、平園、美咲、安室、桃原	8月15日	土	まだ健診を受けていない、全行政区の方が対象です。
6月28日	日	全行政区	10月4日	日	
7月7日	火	幸地、幸地ハイツ、県営幸地高層住宅、県営坂田高層住宅、坂田	12月6日	日	

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

年に一度は、
特定健診を
受けましょう！



西原町立幼稚園に係る保育料について

平成27年度の西原町立幼稚園に係る保育料(利用者負担額)は、世帯の市町村民税所得割税額等により、階層を判定します。

階層	区分	年収の目安	国基準額	西原町幼稚園保育料(利用者負担額)(案)		
				第1子	第2子(半額)	第3子(無料)
第1階層	生活保護世帯	0円	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	～270万円	0	0	0	0
			3,000	2,900	1,400	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	15,100	3,600	1,800	0
			16,100	4,600	2,300	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以上～211,200円以下	～680万円	20,500	5,900	2,900	0
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700	7,400	3,700	0

＜利用者負担額の算定方法＞

平成27年度4月～8月分・・・平成26年度の市町村民税所得割課税額により算定

平成27年度9月～平成28年度3月・・・平成27年度の市町村民税所得割課税額により算定

※未申告等で課税状況が確認できない場合は、保育料の最高額(7,400円)で決定されます。

※申告は、該当年度の1月1日に住所を有する市町村で行ってください。

※年度途中で転入してきた方や保護者のいずれかが西原町に住所を有する場合は、申告を行っている市町村の所得課税証明書が必要です。

※平成27年1月2日以降に西原町へ転入した方は、平成27年9月分以降の保育料のため平成27年度の所得課税証明書の提出が必要となります。発行される時期は6月中旬頃となるため、7月17日(金)までに教育総務課へ提出してください。



＜軽減措置＞

※多子世帯に対する軽減措置として、幼稚園対象児から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目からは無料とします。

※100円未満を切り捨てます。

※母子父子世帯・在宅障がい者のいる世帯は、第2階層は無料、第3階層は月額1,000円を減額します。

【お問い合わせ】福祉部こども福祉課 幼稚園こども園係 ☎945-5311

浦添警察署よりお知らせ

【自転車盗難に注意！】

- ・2ロック(2個鍵を掛ける)を忘れずに。 ・防犯登録を確実にしましょう。
- ・明るい駐輪場にとめましょう。

【振り込み詐欺に気をつけましょう！】

- ・不審な電話に注意しましょう。 ・一人で悩まず、家族に相談しましょう。

【ピカピカの一年生の4つの約束】

約束を守って交通安全！

- ・左右をちゃんと見て道路を渡ろう。 ・道路で遊ばない。
- ・車の陰から渡らない、飛び出さない。 ・信号のある場所で道を渡る。



【お問い合わせ】浦添警察署 ☎875-0110 / 警察安全相談 ☎#9110

国民健康保険加入者以外(社会保険加入者など)の受診券について

平成27年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒ 20歳から39歳の男女のうち、
- ★子宮頸がん検診 ⇒ 20歳以上の女性のうち、
- ★乳がん検診 ⇒ 30歳以上の女性のうち、
- ★胃、肺、大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち、



例えば…
・家族の扶養に入っている方
・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方

職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券が送付されません。しかし、受診を希望する方は加入している健康保険の種別に関係なく、上記の健診が受診できます。お手数ですが、受診を希望される方は福祉部健康推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

B型肝炎ウイルス検査、受けましたか？

昭和23年から昭和63年までの間で、満7歳になるまでに集団予防接種やツベルクリン反応検査を受けた方は、B型肝炎ウイルス感染の可能性があります。

B型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、肝炎ウイルス検査でわかります。職場などの健康診断で肝炎ウイルス検査を受ける機会がない方は、西原町が実施している集団健診や人間ドック等で肝炎ウイルス検査を受けることができます。(※これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は、検査の対象ではありません)

【対象者】平成28年3月31日までに40歳から70歳になる方

【検査内容】B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査

【受診方法】集団健診または西原町が指定した医療機関で検査を受けることができます。

【自己負担額】300円

※西原町が実施しているB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査については、西原町から送付される健診総合ガイドまたは西原町のホームページをご確認ください。



集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染された方(これらの方々の相続人を含みます)に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下、「B型肝炎特別措置法」)」に基づき、給付金などが支給されます。なお、対象者の認定は、裁判上の和解手続などにおいて行ないます。

※注射器を交換する旨の指導が行われなかった頃について、国の責任が認められているのは、昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間です。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟について

検索

厚生労働省電話相談窓口

☎03-3595-2252(年末年始を除く平日9:00～17:00)



【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

不動産のことなら創業35年の南新物産におまかせください！



おかげさまで「売買仲介実績 1,100 件突破!!」

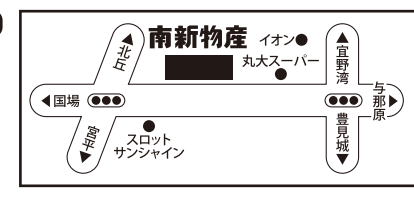
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい

沖縄県知事免許(9)第0928号

あなたのホームプランナー



南新物産



南風原本店

〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7

☎(098)889-4007(代)

FAX 889-4033

✉ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp

南新物産 検索

【平成27年度 就学援助希望者の申請について】

西原町では就学援助事業を行っています。
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。
就学援助を希望する場合は、次に掲げる事項に留意のうえ、各学校へ申し出てください。



1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者

- (1)生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
- (2)生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると西原町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)

具体的には平成26年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

【認定基準参考例】

世 帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額はだいたいの目安です。

※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。

所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

2. 援助項目及び

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限ります。

※ただし、学級費等に滞納がある際は保護者ではなく、滞納分を就学援助費から学校へ給付する場合があります。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望する方は、次のように学校へ申請してください。

【受付期間】 4月20日(月)～5月22日(金)

- 【提出書類】 ①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書(学校で配布)
②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 一部
③平成26年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)
④その他(家賃証明書・預金通帳の写し等)

※②及び③の書類は、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要
(同意しない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、早めに提出してください)
※④の書類は、銀行名・口座番号が見える部分の写しを提出してください。
※平成27年1月1日に西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報がいないため後日、課税証明書の提出を求めます。

【提出先】 就学先の小中学校

4. 追加申請について

受付期間を過ぎても下記期限までは、追加申請を随時受け付けています。
ただし、受付月分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

【追加受付期間】	要保護(生活保護を受けている方)	平成28年3月末日まで
	準要保護(要保護以外の方)	平成27年12月25日(金)まで



【お問い合わせ】 各小中学校、または教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

平成27年度 西原町中学生海外短期留学 参加者の募集(実施要項)について



【目 的】

本町の中学生を海外へ派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動を通して国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身に付け、21世紀の国際社会に活躍しうる青少年の育成を目指す。

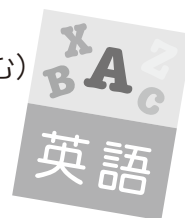
【方 針】

派遣人員は8名以内。費用は全額保護者負担とします。ただし、費用の8割を西原町が補助します。(個人負担は12万程度。サーチャージ代等で変更になる可能性があります)

要保護・準要保護該当者は、費用の10割を西原町が補助します。

【応募資格】

- (1)西原町に在住している中学生(就学のため、一時的に町外転出している者も含む)
- (2)英語に対する興味・関心・意欲のある生徒で、英検3級程度の実力を有する者
- (3)心身ともに健康で、1か月程度の海外生活に耐えうる者
- (4)友好的で協調性があり、英語での表現力が十分に備わっている生徒であること
- (5)留学前の事前研修、事後研修の全てに参加できる者
- (6)これまで2週間以上の海外滞在経験や海外における生活経験がない者
- (7)事業参加後、帰国報告会に参加ができる者
- (8)保護者の同意が得られる者
- (9)町税・学校給食費・学級費等を滞納していないこと



【派遣先】 アメリカ合衆国 西海岸

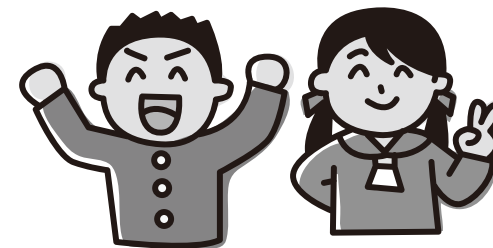
【派遣期間】 夏休み期間中の3～4週間程度

【募集期間】 4月7日(火)～4月22日(水)

【応募方法】 提出書類は申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)、英文申込書(本人)各1通ずつ

※ 西原中学校、西原東中学校の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。

※ 応募者が定員に達しなかった場合は、中止になることもあります。



【お問い合わせ】 教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

旧役場用地の売却先が決定しました

西原町役場の旧庁舎があった用地について、以下のとおり売却が決定しましたのでお知らせします。

- ・売却地 西原町字嘉手苅104番1 外11筆
- ・総面積 6,614.17㎡(約2,000坪)
- ・売却先 新中糖産業株式会社(字小那覇)
- ・売却額 8億6,800万円

※旧西原町役場の敷地内、正面玄関前広場にありました石碑や樹木は、一部を現庁舎(字与那城)に移設(継承)しました。



西原町役場旧庁舎

【お問い合わせ】 総務部総務課 管財係 ☎945-5011

児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込について

4月11日は児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込日です(振込日は前後する場合があります)。今回支給する手当は平成26年12月分から平成27年3月分手当となっています。通帳に記帳の上、ご確認ください。振込先に指定した口座を変更、解約した場合は、振込ができなくなりますので早めにご連絡ください。

○児童扶養手当 (全部支給) 月額 41,020円
(一部支給) 月額 41,010円～9,680円

※児童2人目については5,000円の加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となります。

○特別児童扶養手当 (1 級) 月額 49,900円
(2 級) 月額 33,230円

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額の変更について

平成27年4月分(平成27年8月振込分)からの手当額が、下記のとおり変更されます。

		変 更 前	変 更 後
		平成26年4月分～ 平成27年3月分	平成27年4月～ +2.4%
児 童 扶 養 手 当	(全部支給)	41,020円	42,000円 (+980円)
	(一部支給)	41,010円～9,680円	41,990円～9,910円 (+980円～+230円)
特 別 児 童 扶 養 手 当	(1 級)	49,900円	51,100円 (+1,200円)
	(2 級)	33,230円	34,030円 (+800円)
変更後最初の振込月			平成27年8月

(特別)児童扶養手当は、毎年消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。しかし平成12年度から14年度までの間、物価下落時に年金と合わせた特例措置により手当額が据え置かれたことで、平成26年度は手当額が1.7%かさ上げされた特例水準で算定されていました。

今回、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正により、平成27年4月までに段階的に解消されることになっています。

【お問い合わせ】福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

保健事業カレンダー

月 日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
4月10日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者	西原町保健センター(西原町役場)	9:30~12:00
4月12日	日	乳児一般健診(午前)★	H26.5.16 生まれ ～ H26.6.30 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	9:00~10:30
4月12日	日	乳児一般健診(午後)	H26.11.16 生まれ ～ H26.12.11 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:00~14:30
4月12日	日	あがりティーダウォーキング	関 心 の あ る 方	あ が り テ ィ ー ダ 公 園	8:00~
4月16日	木	3歳児健診	H23.11.16 生まれ ～ H23.12.14 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30~14:15
4月20日	月	集団予防接種(BCG)	生 後 3 か 月 ～ 1 歳 未 満 (標準接種期間:生後5か月～8か月)	沖縄県健康づくり財団 (旧沖縄県総合保健協会)	15:30~16:00
4月23日	木	1歳半健診	H25.8.8 生まれ ～ H25.9.11 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:30~14:15
4月24日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者	西原町保健センター(西原町役場)	9:30~12:00
5月 8日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者	西原町保健センター(西原町役場)	9:30~12:00
5月10日	日	乳児一般健診(午前)★	H26.7.1生まれ ～ H26.7.28生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	9:00~10:30
5月10日	日	乳児一般健診(午後)	H26.12.12 生まれ ～ H27.1.10 生まれ	西原町保健センター(西原町役場)	13:00~14:30
5月10日	日	あがりティーダウォーキング	関 心 の あ る 方	あ が り テ ィ ー ダ 公 園	8:00~

★生後9か月から11か月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知しています)

西原町・じどうかん ファミリークラブ会員募集!!

☆児童館とは☆

児童館は「幼稚園児や小学生が遊ぶところ」だと思いませんか？

児童館は、子どもたちの健康で情操豊かな健全育成を目的とした施設です。乳幼児の親子から中学、高校生まで利用できます。(安全上の理由から、5歳未満のおさんは保護者同伴になります)

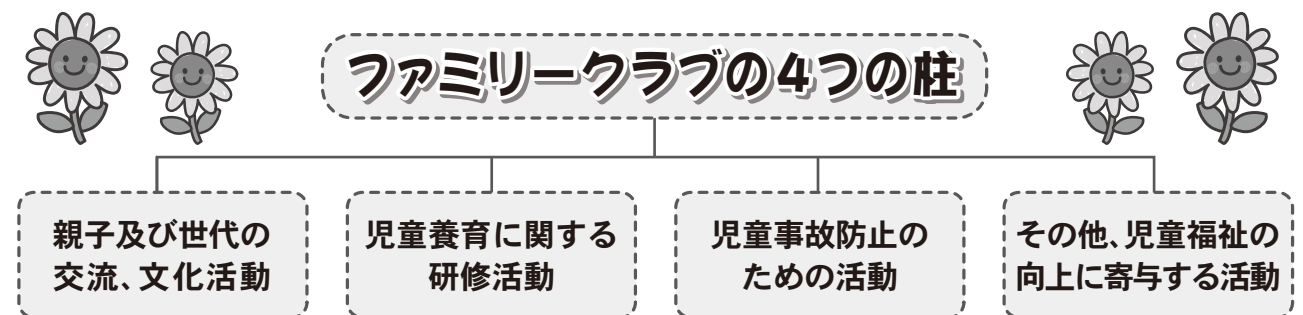
また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。

※幼稚園4歳児クラスのおさんは、5歳になっても保護者同伴です。

☆ファミリークラブとは☆

『町の子は、みんな我が子』を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。一緒に児童館活動ができる方なら、誰でも入会できます。

*ファミリークラブには3つのサークル、クラブがあり、好きなところに登録できます。



会員になるには？

お近くの児童館で入会できます。(随時、会員募集中)
手続きした児童館のファミリークラブの会員になれます。
会費は無料です。(材料費などの実費がかかる場合があります)

西 原 児 童 館 ☎ 9 4 5 - 4 3 9 3	西原東児童館 ☎ 9 4 4 - 0 9 7 6	坂 田 児 童 館 ☎ 9 4 4 - 6 3 0 8
マミーキッズ(乳幼児の親子対象) 水曜日10:30~11:30	マミーキッズ(乳幼児の親子対象) 金曜日10:30~11:30	マミーキッズ(乳幼児の親子対象) 水曜日10:30~11:30
わははクラブ(小学生～一般対象) 毎月1回	わははクラブ(小学生～一般対象) 毎月1回	わははクラブ(小学生～一般対象) 毎月1回
	おはなしクラブ(小学生～一般対象) 毎月1回	

※曜日が変更になる場合があります。各児童館にお問い合わせください。

主な活動内容

- *クラブ全体…文化・生活向上のための講座、世代交流会、交通安全マスコット作りなど
- *マミーキッズ…親子体操、リトミック(講師がきます)、3館合同社会見学、運動会、クリスマス会など
- *わははクラブ…地域清掃、手作り会・行事のお手伝いなど
- *おはなしクラブ…おはなし製作、地域へ出張おはなし会など

【お問い合わせ】西原児童館 ☎945-4393 / 西原東児童館 ☎944-0976 / 坂田児童館 ☎944-6308



土地家屋価格等縦覧帳簿縦覧のお知らせ

地方税法第416条第1項の規定により、平成27年度土地家屋価格等縦覧帳簿について、左記のとおり縦覧に供します。

【縦覧できる方】町内に所有する土地や家屋にかかる固定資産税の納税者または代理人
【必要なもの】運転免許証等、本人と確認できるもの。代理人の場合は、納税者からの委任状と運転免許証等、代理人と確認できるものを持参
【縦覧期間】4月1日(水)～4月30日(木)(土日、祝日を除く) 8時30分～17時15分(昼休みを除く)

【縦覧場所】総務部税務課
【問合せ】総務部税務課資産係 ☎94514729

サービス等利用計画・障害児支援利用計画について

【障害福祉サービス・障害児通所サービスの利用継続を希望する方へ】

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が必要となります。

○サービス等利用計画・障害

児支援利用計画とは

サービス利用の際に、利用内容や時間・場所等の計画を立て、適切なサービス利用、きめ細かい支援の達成が行えるよう作成するものです。

○計画作成は誰が行うの？

市町村の指定を受けた相談支援事業所が作成を行うことになっていきます。作成にあたって自己負担は発生しませんが、事業所との契約が必要です。

○計画作成しないとななるの？
原則として平成27年4月以降の更新の際に、サービス利用にあたって計画作成が義務付けられていることから、サービス利用ができない可能性があります。

※不明な点・詳細については福祉部介護支援課へお問い合わせください。

【問合せ】福祉部介護支援課障害支援係 ☎94515013

西原町福祉タクシー利用料助成事業の廃止について

西原町では一定以上の障がいのある方へ、心身障害者福祉タクシー利用券(タクシーチケット)を支給してきました。しかし、福祉事業の見直し

に伴って平成27年度より支給を廃止することになりました。今後は、よりきめ細かい福祉サービスの提供に向けて努力します。

みなさまのご理解とご協力を、よろしく願います。

【問合せ】福祉部介護支援課障害支援係 ☎94515013

はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧施術利用券の助成額変更に関するお知らせ

本町の国民健康保険財政の厳しい現状を受け、平成27年度より「はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧施術利用券」の助成額が、一回あたり千円から八百円になりますのでお知らせします。

利用券を使われているみなさまには大変申し訳ありませんが、ご理解のほどお願いいたします。

【問合せ】福祉部健康推進課国民健康保険係 ☎94514791

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨(接種の案内)を控えています

子宮頸がん予防ワクチン(以下「ワクチン」という)は高校1年生から小学6年生の女子を対象として、予防接種法に基づく予防接種として公費で接種を受けることができます。

しかしながら、平成25年6月

14日に厚生労働省は、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が、ワクチン接種後に見られたことから、副反応の発生頻度がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでない(接種勧奨差し控え)としました。そのため、お

手紙等による子宮頸がん予防ワクチン接種の個別案内を、平成27年4月現在においても中止しています。

接種勧奨差し控えとは、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を中止するものではありません。対象年齢の方で接種を希望する方は、子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けることができます。ワクチンの効果や副反応等について十分理解した上で接種を受けてください。接種を希望する場合は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

新たな情報については、広報誌やホームページで提供します。

【問合せ】福祉部健康推進課保健予防係 ☎94514791

第13回「梅の香り」つた遊び大会のご案内・出場者募集について

【日時】4月25日(土)18時開演
【場所】小那覇児童公園特設会場(雨天時は西原町中央公民館

階食品館側コート

【展示品】陶器・ガラス・絵画・書道・写真・手工芸品等

【主催】NPO法人西原町人づくり支援の会

【問合せ】NPO法人西原町人づくり支援の会

事務局・小波津 ☎0701541617688

法務局の登記相談について

那覇地方法務局の登記相談(不動産登記および法人登記)は、平成26年10月1日から予約制を導入しています。

登記に関する相談を希望する方は、事前の予約をお願いし

ます。予約は電話または各登記所に直接お申込みください。
【問合せ】那覇地方法務局本局(那覇市桶川) ☎85417950/同沖縄支局(沖縄市知花) ☎93713267

愛の贈りもの

あたたかいお心遣いに、深く感謝申し上げます。

♥株式会社沖縄計測(玉城幸人代表取締役)より、西原町人財育成会に10万円の寄付をいただきました。

町内相談機関

～悩みを抱え込まず、お気軽にご相談ください～

総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。

※匿名での相談也可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。予約優先

時間/10時～16時(12時～13時を除く)
月/福祉相談【宮良律子】・・・生活のための手段や生活費に関する相談
火/障害福祉なんでも相談【儀間優子】・・・障害のある方や、発達が気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談
水/法律相談【垣花豊順(弁護士)】・・・法律に関するあらゆる相談

※相談時間:13時～16時
木/消費生活相談【大城恵美】・・・衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談

金/消費生活・家庭相談【たまなほよしえ】・・・訪問販売、契約のトラブル、サラ金等の借金問題や親子・夫婦間の悩み、近隣トラブルなどの相談
問 合 せ 西原町社会福祉センター内総合相談所
☎835-8822 または 945-3651 FAX946-6777

なんでも相談(窓口相談)

生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。

相談日時 毎月第1第3火曜日(相談日が祝日の場合は翌週)
場 所 西原町役場
相 談 員 上木律子
問 合 せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月～金曜 8時30分～17時15分(12時～13時を除く)
相 談 員 与那嶺 力、佐久川弥生、宮城直子、小波津米子
問 合 せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603

行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談

行政苦情 110番(全国共通番号) ☎0570-090110
相談日時 基本は随時。平日の夜間及び土日祝日は、留守番電話で対応。
問 合 せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

人権相談

近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談

相談日時 随時
相 談 員 知花正、當眞信子、仲宗根好美、與那嶺等、伊礼キヨ、崎原菊江
問 合 せ 総務部総務課 ☎945-5011

精神障害者相談

精神的なお悩みに関する相談

相談日時 月・火・木・金:9時～12時、14時～18時/水・土:9時～12時
相 談 員 医師 城間政州
問 合 せ 城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター

高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談

相談日時 随時
相 談 員 玉城、与那嶺、新垣
問 合 せ 西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

地域に貢献する企業を目指して



サンリフォーム沖縄



西原町字内間 111-2
☎0120-882-916

● キッチン・浴室・トイレ工事
(西原町指定給水工事業業者)

● 増 改 築 工 事

● 防 水 塗 装 工 事



相続 遺言 後見人 借金

など 司法書士にご相談ください

〈業務内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談

完全個室の相談ブース完備。

お気軽にご相談ください(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所
土地家屋調査士

☎882-8177 ☎0120-36-7930

与那原町字東浜 23 番地 2
代表司法書士 喜屋 武 力
営業時間 平日 AM9:00~PM6:00

